

無料相談受付中

不動産鑑定士が あなたの資産を査定します

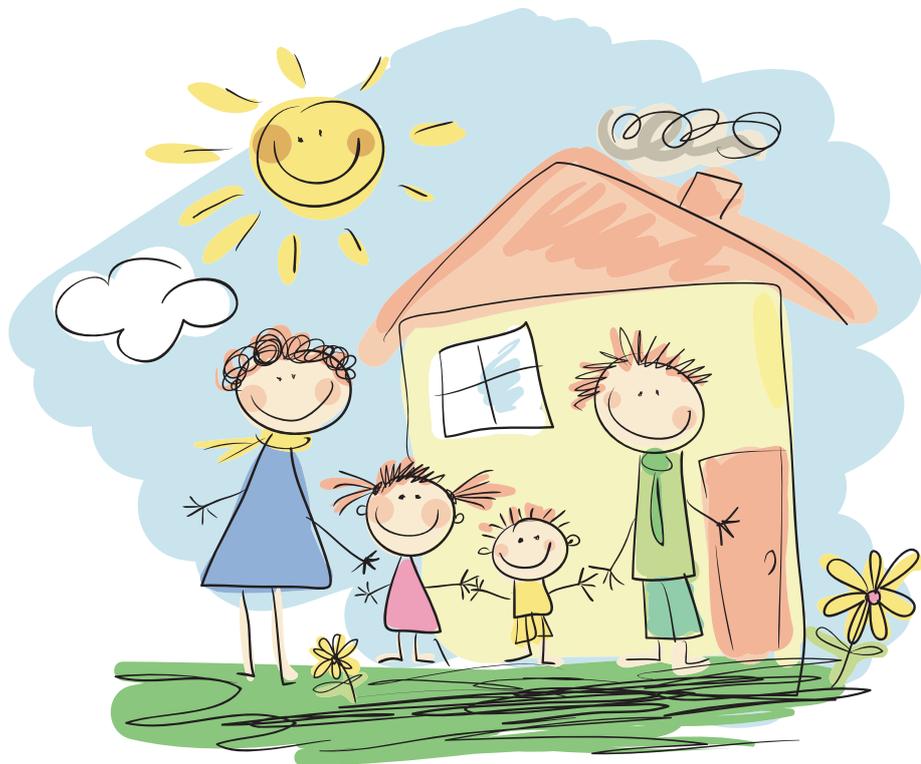
不動産鑑定士は、不動産査定のプロ。
3大国家資格のひとつです。

相続対策へ是非ご活用を！

相続税制度
が変わる!?
(詳しくは裏面)

「相続」を大切な家族が争う「争族」にしないために。

円満相続の秘訣は事前準備です



資産査定のことならお気軽にご相談下さい。

不動産鑑定事務所 株式会社 都市コンサルティング

東京都知事(3)第1690号

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 1-3 アンデスビル7F

☎ 03-5261-7765 ☎ 03-5261-7767

✉ office@urban-consul.co.jp

<http://www.urban-consul.co.jp>

資産価値を知りたくありませんか？

資産 査定

不動産鑑定士をもっと身近な存在として活用してみませんか？

資産価値を知ることは、相続対策の第一歩です。

円満相続の秘訣は、事前準備にあります。

相続で最も大きな遺産といえば、不動産。大きな遺産ゆえに相続争いが起きやすい財産のひとつです。その大きな原因は、お互いに適正な不動産価格を認識していないケースが多いといわれます。

例えば、こんなケースがあります。評価額が低い相続不動産なのに、相場以上の価格を前提として相続人同士が争いになるケース。逆に、本当はもっと高く売れたのに安く売却してしまい遺産分配で争いとなるケースなどです。しかし、こうした問題も事前に適正な不動産価格を知っていれば未然に防げた問題なのです。



📎 相続税制度が変わる!?

相続税の基礎控除引き下げ案（基礎控除を4割圧縮）



現 状	改正後
5千万円+ (1千万円 × 法定相続人数)	3千万円+ (600万円 × 法定相続人数)

平成24年度の税制改正では、評価額が3,600万円を超える課税資産を所有する人に対する増税案は見送られました。今後、相続税の課税強化は確実な情勢です。

上記の改正案が施行された場合には、相続税の課税割合（課税件数/死亡者数）が全国平均4.1%（2009年）から6%に上昇すると財務省は見込んでいますが、地価の高い東京都23区内、なかでも千代田区や港区などは20%台（4人に1人が課税される）になるとの衝撃的な試算もあるようです。したがって、**今まで課税対象外だった方も課税対象となる**可能性がでてきます。

不動産鑑定事務所ならではのサービス

当社は不動産鑑定評価業務を中心とするコンサルティングファームです。長年培ってきた知識や経験を活かし、不動産市場の動向を見据えたくて自信を持って価格をご提示いたします。

また、相続問題は不動産だけの問題ではなく、さまざまな問題と絡むケースが多いのではないのでしょうか。当社は、経験豊富な専門士業とのネットワークを活かし、最適な解決策をご提案いたします。



弁護士

税理士

司法書士

行政書士

土地家屋調査士

円満相続のために
いまできること!

不動産鑑定士があなたの資産を査定致します。

無料
相談
受付中

お気軽にご相談下さい。
各種建物診断も承ります!

☎ **03-5261-7765**

不動産鑑定事務所 株式会社 都市コンサルティング

東京都新宿区市谷田町1-3 アンデスビル7F（市ヶ谷駅から徒歩1分）

<http://www.urban-consul.co.jp>